

四  
九八

日 月 送 受 號 番 先 議 合				欄 號 省 生 厚			
第	第	第	第	第	第	第	第
號	號	號	號	號	號	號	號
送	送	送	送	送	送	送	送
月	月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日	日

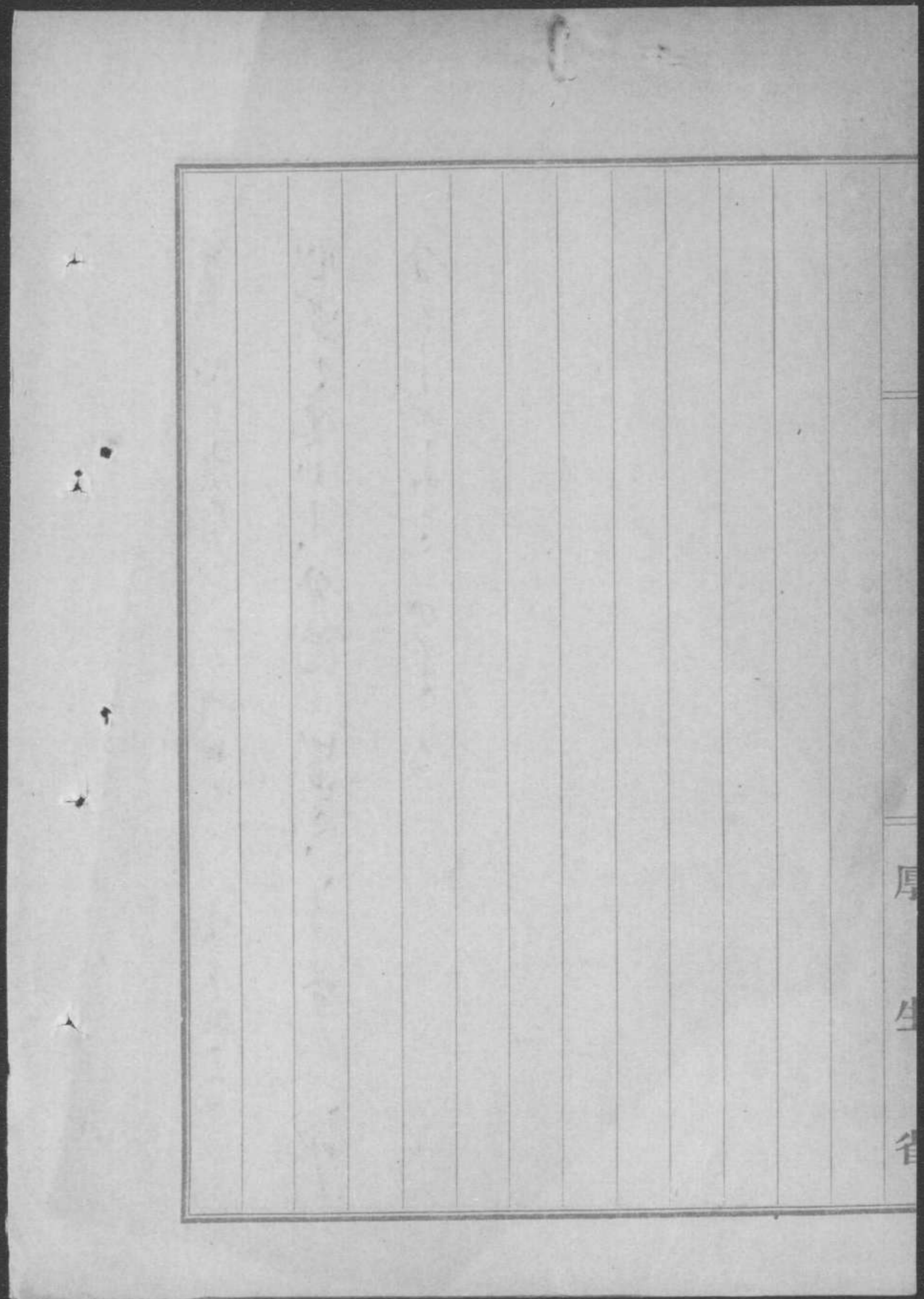
仰 意 裁	國 立 療 養 所 分 課 規 程 中 次 の よ う に 改 正 す る 。	伺	審 査 官	會 計 課 長	次 官	大 臣	主 査 官	局 長 秘 書 長	案 起	昭 和	22	年	4	月	21	日	受 局	付 課	月	第	日	號	月	日								
									判 決	月	日	合 校	行 施	月	日	月	日															

甲  
70

204

第一條の「庶務課」の次に「」の一項を加ふる。  
 必要に應じて、分院を置き、事務の一部を  
 分署に<sup>せし</sup>め<sup>せ</sup>しめ<sup>る</sup>こと加ふる。

合 議 先 番 號 受 送 日		
第 號 送 受 月 月 日 日	第 號 送 受 月 月 日 日	第 號 送 受 月 月 日 日
		厚生省訓第三七一年
		國立療養所
		國立療養所分課規程の一部を、次のように 改正する。
		右訓令する。
		年 九月 五日
		大臣



厚  
生  
省

裏面白紙

國立療養所分課規程

第一條

國立療養所に在りて課々益良並びに箱根療養所にあつては係を置く。

第二條

診療及び看護に關すること。

第三條

衛生用物資に關すること。

第四條

飲食物の検査並びに栄養の指導に關すること。

第五條

医学の研究及び教育に關すること。

第六條

消毒その他保健衛生に關すること。

第七條

庶務課には、左の事項を行う。

第八條

人事に關すること。

第九條

會計に關すること。

第十條

文書に關すること。

第十一條

統計に關すること。

第十二條

患者の入退所その他手続に關すること。

第十三條

所長の官印並びに所印の管守に關すること。

訓令案

厚生省訓令第 號

國立療養所

昭和二十二年三月一日厚生省訓第九五號國立療養所

分課規程中次のように追加する

右訓令する

昭和二十二年 月 日

厚生大臣 河合良成

厚生省

第一條は<sup>次</sup>の一項を加える

運営上必要な場合には分院を置くことが

できる

第三條の次に左の一條を加える

第四條分院については別にこれを定める

厚  
生  
省

第一條 国立療養所分課規程抜粋

所にあつては係)を置く

医務課

庶務課

参考

国立療養所分課規程抜粋

第一條 国立療養所に左の二課(温泉並に相模根療養

所にあつては係)を置く

医務課

庶務課

厚  
生  
省

海  
防  
費

一  
國  
庫  
費

第一節 國庫費  
一、國庫費の概況  
二、國庫費の増減  
三、國庫費の用途  
四、國庫費の確保

第二節 海防費  
一、海防費の概況  
二、海防費の増減  
三、海防費の用途  
四、海防費の確保

第三節



医發第三七號

昭和二十二年四月二十一日

官房秘書課長殿

医務局長



国立療養所分課規程中追加の件

日本医療団結核施設の四月一日からの国立移管に伴い

国立療養所分課規程を別案のように追加したので右

訓令方取計られるよう依頼する

厚生省

裏面白紙